

市会議第4号

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年3月25日提出

提出者 市会運営委員会委員長 巻野 渡

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「1件につき50,000円以上の支出（第3号コ又はサに該当するものを除く。）に係る」を削り、「当該支出」を「支出」に改め、「の写し」を削り、「いう。）」の右に「の写し」を加え、同項第3号イを次のように改める。

イ 会議研修費

第12条第1項第3号エを次のように改める。

エ 広報広聴費

第12条第1項第3号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シを削り、同条第2項各号列記以外の部分中「領収書等」の右に「の写し」を加える。

第14条中「領収書等」の右に「の写し（以下「収支報告書等」という。）」を加える。

第15条第1項及び第16条（見出しを含む。）中「収支報告書及び領収書等」を「収支報告書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に政務調査費の交付を受けた会派又は議員について適用し、同日前に交付を受けた会派又は議員については、なお従前の例による。

提案理由

政務調査費に係る報告書にすべての支出に係る領収書等の写しを添付しなければならないこととするとともに、当該報告書に記載する支出の区分を改める等の必要があるので提案する。